

さいたま市・岩槻市合併協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、さいたま市・岩槻市合併協議会規約第16条第2項の規定に基づき、さいたま市・岩槻市合併協議会(以下「協議会」という。)の委員(以下「委員」という。)の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 委員に支給する報酬は、日額8,200円とする。ただし、埼玉県常勤職員並びにさいたま市及び岩槻市の長、助役その他の常勤職員については、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 委員がその職務を行うため旅行(協議会の会議への出席のための旅行を除く。)をしたときは、さいたま市の例により、同市の長に支給する旅費に相当する額を費用弁償として支給する。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年6月25日から施行する。